

建設工事の競争入札に係る最低制限価格の見直しについて

本市は、建設工事の競争入札に係る最低制限価格について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準じた運用を行っていますが、より適切なダンピング対策を図るため、最低制限価格の算定式を次のとおり改正します。

<変更後の算定方法>

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
ただし、その合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額

<適用時期>

令和6年4月1日以降に入札公告を行う案件から